

**鎌倉市スマートシティ構想策定支援等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市スマートシティ構想策定支援等業務委託」の受注者を選定するに当たり、本市の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として選定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 業務名称

鎌倉市スマートシティ構想策定支援等業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期限

令和4年（2022年）3月31日

(5) 事業費限度額

10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 支払条件

業務完了後一括して支払うこととします。

3 担当課

鎌倉市共創計画部政策創造課スマートシティ担当（担当：勝、佐藤）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-23-3000（内線 2791）

メールアドレス:smart@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話によるお問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時まで受け付けています。

4 参加資格

本プロポーザルに参加し、最優秀提案者（優先交渉権者）となるためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

(1) 令和元、2年度鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない

者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは鎌倉市内に受任地を有すること。
- (7) 平成27年度から令和元年度の間、国又は地方公共団体の総合計画（総合計画に類似する行政計画を含む）若しくはスマートシティ計画（計画に類似する構想、戦略等を含む）の策定業務を元請けで受託し、完了した実績があること。

## 5 選考スケジュール

公募期間	令和2年（2020年）10月15日（木）から 令和2年（2020年）10月30日（金）まで
実施要領の公表	令和2年（2020年）10月15日（木）
質問の受付	令和2年（2020年）10月21日（水）午後5時まで
質問への回答（本市ホームページに掲載）	令和2年（2020年）10月23日（金）予定
参加申込書の提出	令和2年（2020年）10月23日（金）午後5時まで
参加資格の審査・通知	令和2年（2020年）10月27日（火）まで（予定）
企画提案書等の提出	令和2年（2020年）10月27日（火）午前9時から 令和2年（2020年）10月30日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和2年（2020年）11月4日（水）（予定）
優先交渉権者の選定・結果通知	令和2年（2020年）11月中旬（予定）

## 6 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務経歴書（様式2）（以下「様式2」という。）」及び4参加資格(7)に規定する実績を確認できる契約書の写し及び仕様書等（以下「契約書の写し等」という。）を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者を1者選定してください。

(1) 受付期間

公表から令和2年（2020年）10月23日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式1」及び「様式2」に必要事項を記入し、契約書の写し等（PDF等）とともに電子メールに添付して政策創造課へ提出してください。電子メールの表題は「スマートシティ構想プロポ参加申込み（事業者名）」としてください。メール送信後、政策創造課に受信確認の電話をしてください。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

(3) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和2年（2020年）10月27日（火）までに参加資格の審査結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）（以下「様式3」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

公表から令和2年（2020年）10月21日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して政策創造課へ提出してください。電子メールの表題は「スマートシティ構想プロポに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後、政策創造課に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和2年（2020年）10月23日（金）までに本市ホームページ上にて公表するとともに、公表した旨について、「様式3」の提出及び公表時点で参加申込みをしていただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持

参又は郵送により、政策創造課へ提出してください。

(1) 提出期間

令和2年(2020年)10月27日(火)から令和2年(2020年)10月30日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は次の表のとおりです。

なお、提出資料については、注意事項及び提出部数をよく確認し、過不足なく提出してください。

	提出書類	注意事項	提出部数
①	公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書	指定様式による(様式4) ※代表者印を押印すること	1部
②	提案書	仕様書の業務内容に基づく自由様式とし、提案内容10ページ以内とする。 また提案内容のほか、 ・見積金額 ・見積金額積算根拠(内訳書) ・業務工程表 を提案書の末尾に含めること。なお、上記の3点は10ページの制限に含まない。	9部
③	実施体制・配置予定者調書(管理責任者・担当者)	指定様式による(様式5)	9部
④	見積書	任意書式による ・項目は仕様書の業務内容と整合させること ・算出内訳を記載すること ・見積額は事業費上限額以内とすること ・代表者印を押印すること	2部
⑤	その他	・管理責任者等が有する資格を証明する書類の写し ・会社概要等のパンフレット	2部

その他の注意事項

※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②、③の提出資料へは、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

※ ②提案書については、要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。なお、プレゼンテーションの際に資料を追加配布することは可能です。

※ ②、③の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめて提出してください。

9 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する審査会において、参加事業者ごとに、別紙「審査基準」に基づいて

評価及び選考を行います。選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とし、更に見積額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

(2) 選考における審査基準

別添「審査基準」のとおり

(3) プレゼンテーション実施日

令和2年（2020年）11月4日（水）を予定しています。

（変更になる場合、提出書類の提出期限までに参加事業者ご連絡するものとします。）

(4) プレゼンテーション会場等

新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、対面又はオンラインのいずれかの実施とし、詳細は決定次第別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3名以内とし、プレゼンテーション（質疑応答含む。）は実際に業務に従事する担当者が必ず行ってください。なお、担当者の所属する事業者以外が担う予定の専門分野に関する質疑については、この限りではありません。

(6) プレゼンテーション審査内容

20分から30分程度のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行う予定です。

なお、参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。

また、プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

(7) その他

審査会での選考は非公開とします。

## 10 契約の締結

本業務の最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者には、令和2年（2020年）11月中旬に連絡する予定です。最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、最優秀提案者（優先交渉権者）が作成するものとします。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とします。

## 1.1 結果の公表

選考結果については、令和2年（2020年）11月下旬にすべての参加事業者宛てに電子メールで通知するとともに、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

## 1.2 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

## 1.3 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 実施体制・配置予定者調書（様式5）に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、また、本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、
- (5) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとし、
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとし、
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (9) 「参加申込み」の後に、辞退する場合は、プレゼンテーションの前日までに辞退届（任意書式）を提出するものとし、

- (10) 本市は、添付ファイルを含めて15MBまでの電子メールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。受信できないサイズのメールの送付が必要な際は、担当課まで電子メールでご相談ください。
- (11) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。